

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 7 3 号
発行日 平成 3 0 年 7 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○告 示

- ・平成 3 0 年綾部市議会 6 月定例会招集告示
(総務課) . . . 1
- ・地縁団体変更告示 (戸奈瀬町自治会)
(市民協働課) . . . 2
- ・平成 3 0 年度第 1 回綾部市総合教育会議招集告示
(学校教育課) . . . 3
- ・綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正
(民生児童課) . . . 4
- ・地縁団体変更告示 (小貝自治会)
(市民協働課) . . . 5
- ・綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課) . . . 6

○公 告

- ・綾部市職員採用試験について
(総務課) . . . 8
- ・公共下水道管渠築造 (3 0 - 3) 工事公募型指名競争入札 (取り抜け方式) について
(監理課) . . . 17
- ・公共下水道管渠築造 (3 0 - 4) 工事公募型指名競争入札 (取り抜け方式) について
(監理課) . . . 28
- ・市道和木旧府道線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 39

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について
(農業委員会) . . . 49
- ・公示送達
(市民・国保課) . . . 50
- ・公示送達
(税務課) . . . 51
- ・公共下水道管渠築造 (3 0 - 2) 工事公募型指名競争入札について
(監理課) . . . 52
- ・林道木住支線・神田線・水梨細谷線復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 63
- ・市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 74
- ・林道瀬尾谷線・笹尾線・真野線復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 84
- ・中筋小学校屋内運動場屋根改修工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 94
- ・綾部市公共下水道事業計画変更の縦覧について
(下水道課) . . . 104
- ・認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告
(市民協働課) . . . 105
- 消防本部告示
 - ・綾部市火災予防条例に基づく指定催しについて . . . 115

○教育委員会告示

- ・平成30年第6回綾部市教育
委員会招集告示

・ ・ ・ 116

綾部市告示第 1 1 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、平成 3 0 年 6 月 1 2 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

平成 3 0 年 6 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第118号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成30年6月19日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容

代表者を 綾部市戸奈瀬町道ノ上55番地の1 上 垣 高 志 に変更する。

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 9 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 条の 4 の規定により、平成 3 0 年度第 1 回綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

平成 3 0 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 日 時 平成 3 0 年 6 月 2 6 日（火） 午後 1 時 3 0 分から
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター第 1 会議室
- 3 協議事項
 - （1）小中一貫教育進捗状況について
 - （2）教育大綱（第 1 期）進捗状況について

綾部市告示第 1 2 0 号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表備考の項中「第 2 4 項」を「第 2 5 項」に改め、「第 6 0 条第 1 項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）附則第 7 6 条第 1 項、第 7 7 条第 1 項、第 7 7 条第 2 項、第 8 0 条、第 8 1 条及び第 8 2 条第 1 項」を加える。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 6 月 2 7 日から施行する。

綾部市告示第121号

地縁による団体「小貝自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成30年6月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容

代表者を 綾部市小貝町岬57番地 酒 井 雅 道 に変更する。

2 変更年月日

平成30年4月15日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第122号

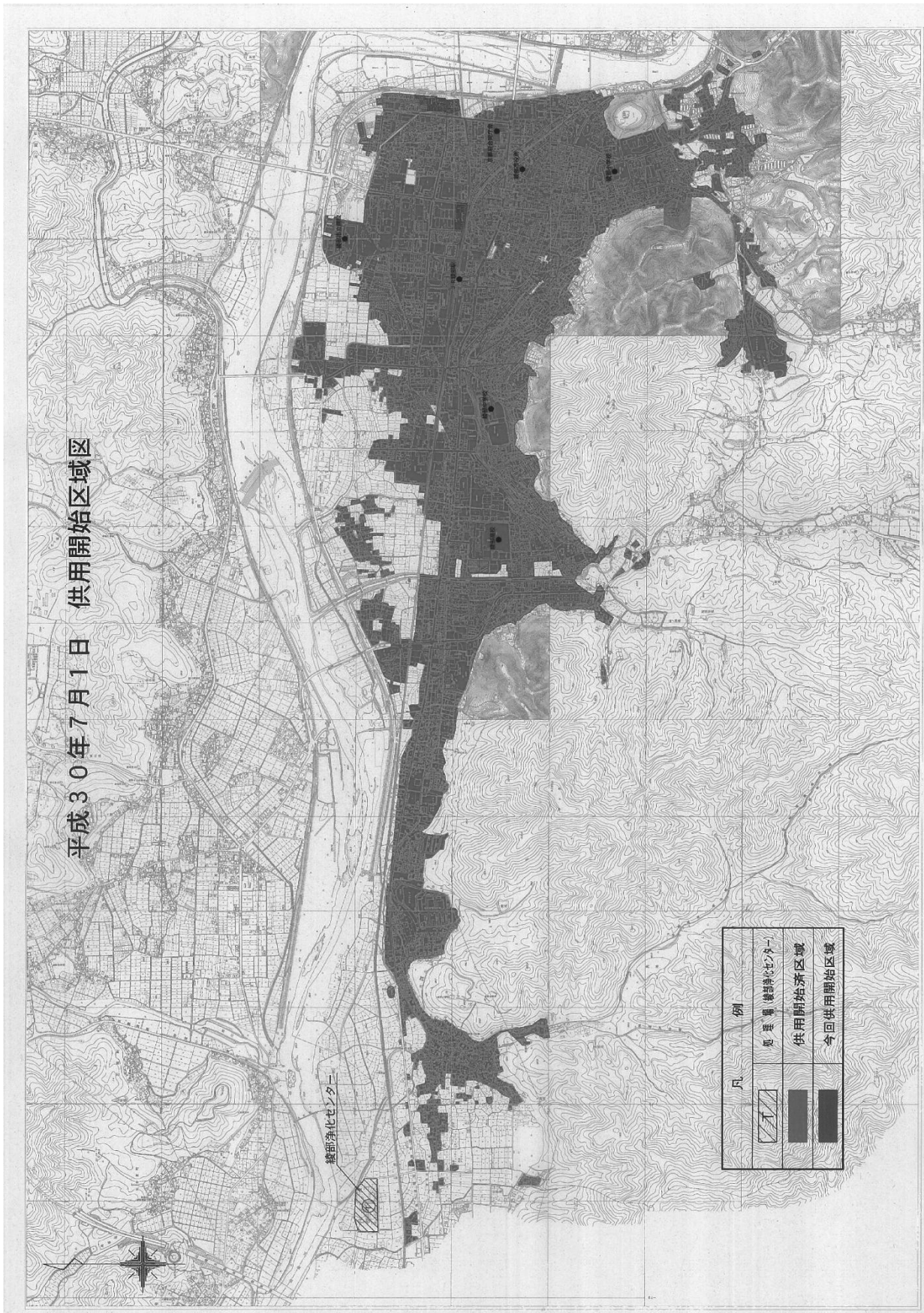
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成30年 7月 1日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 平成30年 7月 1日
- 2 下水を排除すべき区域 相生町の一部、青野町の一部、西町三丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 相生町の一部、青野町の一部、西町三丁目の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 平成30年 7月 1日
- 6 下水を処理すべき区域 相生町の一部、青野町の一部、西町三丁目の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター



綾部市公告第 6 7 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

平成 3 0 年 6 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 0 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「平成 3 0 年度・平成 3 1 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

平成30年度 第1回

綾部市職員採用試験案内

事務職員・土木技師

◆第1次試験 7月22日(日)

◆受付期間 6月8日(金)～ 6月29日(金)



平成30年度新規採用職員一同

住んでよかった…
ゆったりやすらぎの

田園都市・綾部



～ 綾部市の求める人物像 ～

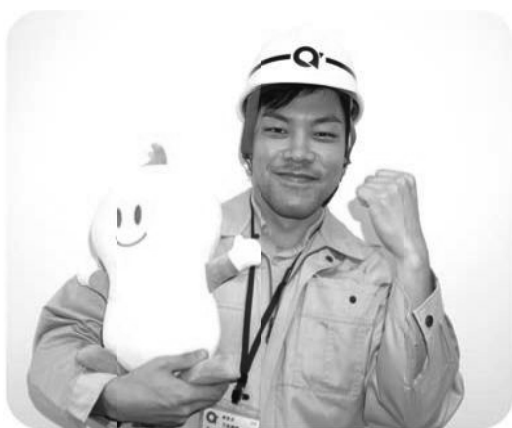
綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員



～ 先輩職員から一言！ ～

平成29年度採用
下水道課 地域排水担当職員



水道水が飲めること、川の水が美しいこと、トイレが水洗であること等は実は当たり前にあるものではなく、行政が行う様々な事業により支えられています。そんな市民の生活基盤を支える仕事に携わり、より便利で清潔で安全な「当たり前」を創り出す。そういうところにやりがいを感じています。

市役所の仕事は実に幅広く、楽しいことだけでなく辛いこともあります。私たち職員の目的は綾部をよりよくすることだと思っています。一緒に「住み続けられるまち 綾部」を創っていきましょう！

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	5名程度	平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの方（高等学校を平成31年3月卒業見込みの方は除く。）	一般事務に従事
土木技師	5名程度	（1）昭和58年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方 （2）昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、（1）と同程度の学力（学歴は問わない）及び技術を有する方	土木関係業務に従事

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- （1）成年被後見人又は被保佐人
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時及び場所

	日時	場所
第1次試験	平成30年7月22日（日） 午前9時30分 （受付：午前9時から）	綾部市役所 （綾部市若竹町）
第2次試験	平成30年9月上旬 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	平成30年10月上旬 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 大雨など自然災害により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ（<http://www.city.ayabe.lg.jp/>）でお知らせします。

3 試験の方法及び内容

試験方法	
第1次試験	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査 (3) 専門試験 (午後)
第2次試験	(1) 作文試験 (作題指定) (2) 面接試験
第3次試験	(1) 面接試験

試験内容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験 (社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
専門試験 (土木技師)	専門的知識についての筆記試験 (数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む)、材料・施工)。択一式。出題数30題。 試験時間1時間30分～2時間。試験問題は学歴別。
作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験

4 受験申込手続及び申込受付期間

<p>申込書 入手方法</p>	<p>申込書は、市役所総務課にて配布しています。綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からでもダウンロード可能です。</p>
<p>申込方法</p>	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ直接持参又は郵送してください。郵送で申し込まれる場合は、必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に82円分の切手を貼った返信用封筒（長3）を必ず同封してください。</p> <p>※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 ※受験票が平成30年7月9日(月)までに到着しないときは、上記問い合わせ先までご連絡ください。</p>
<p>申込先</p>	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市総務部総務防災室総務課 職員・人事担当</p>
<p>受付期間</p>	<p><u>平成30年6月8日（金）～平成30年6月29日（金）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u> ただし、土曜日・日曜日を除きます。 郵送の場合は、締切日の午後5時15分までに市役所へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
<p>その他</p>	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

(1) 第1次試験合格発表

- ① 平成30年8月3日（金）午前10時00分発表
 - ② 合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
 - 綾部市役所本庁舎玄関入口に掲示（平成30年8月3日（金）午後6時まで）
 - 綾部市ホームページ（掲載期間：平成30年8月10日（金）午後5時まで）
- <http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。

(2) 第2次試験合格発表

- ① 平成30年9月下旬（予定）
- ② 受験者本人に合否を通知します。

(3) 第3次試験合格発表

- ① 平成30年10月下旬（予定）
- ② 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、「平成30年度・平成31年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として平成31年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている方は、平成30年度中の採用になる場合があります。

なお、平成31年度綾部市職員採用候補者名簿は、平成32年3月31日まで有効です。

7 給与、福利厚生等

(平成30年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	179,200円	159,800円	147,100円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

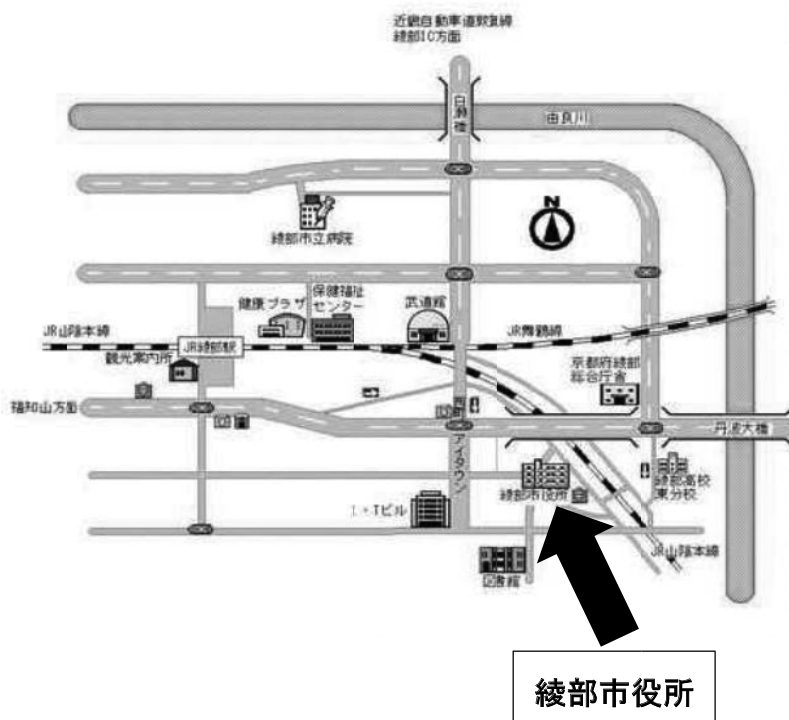
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	平成30年8月3日（金）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市総務部総務課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

第1次試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘・京綾部ホテル線「西町二丁目」下車徒歩約4分



綾 部 市 役 所

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市総務部総務防災室総務課職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第 6 8 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（30－3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札（取り抜け方式）とします。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 0 3 5 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（30－3）工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 L = 6 8 9 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 9 4 m
マンホール設置工 N = 2 3 基
汚水柵及び取付管工 N = 2 6 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
- (6) 予定工期 平成 3 0 年 7 月 1 0 日から
平成 3 1 年 2 月 2 4 日まで（2 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 0 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 8 5 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る監理資格を有した技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年6月11日(月)午前9時から

- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,830円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成30年6月14日（木）午前9時から午後6時まで
平成30年6月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成30年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年6月21日（木）から
平成30年6月22日（金）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年6月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成30年6月29日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月 2日（月）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は6月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月3日(火) 午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第430 35号 公共下水道管渠築造(30-3)工事	1	本案件
第430 36号 公共下水道管渠築造(30-4)工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

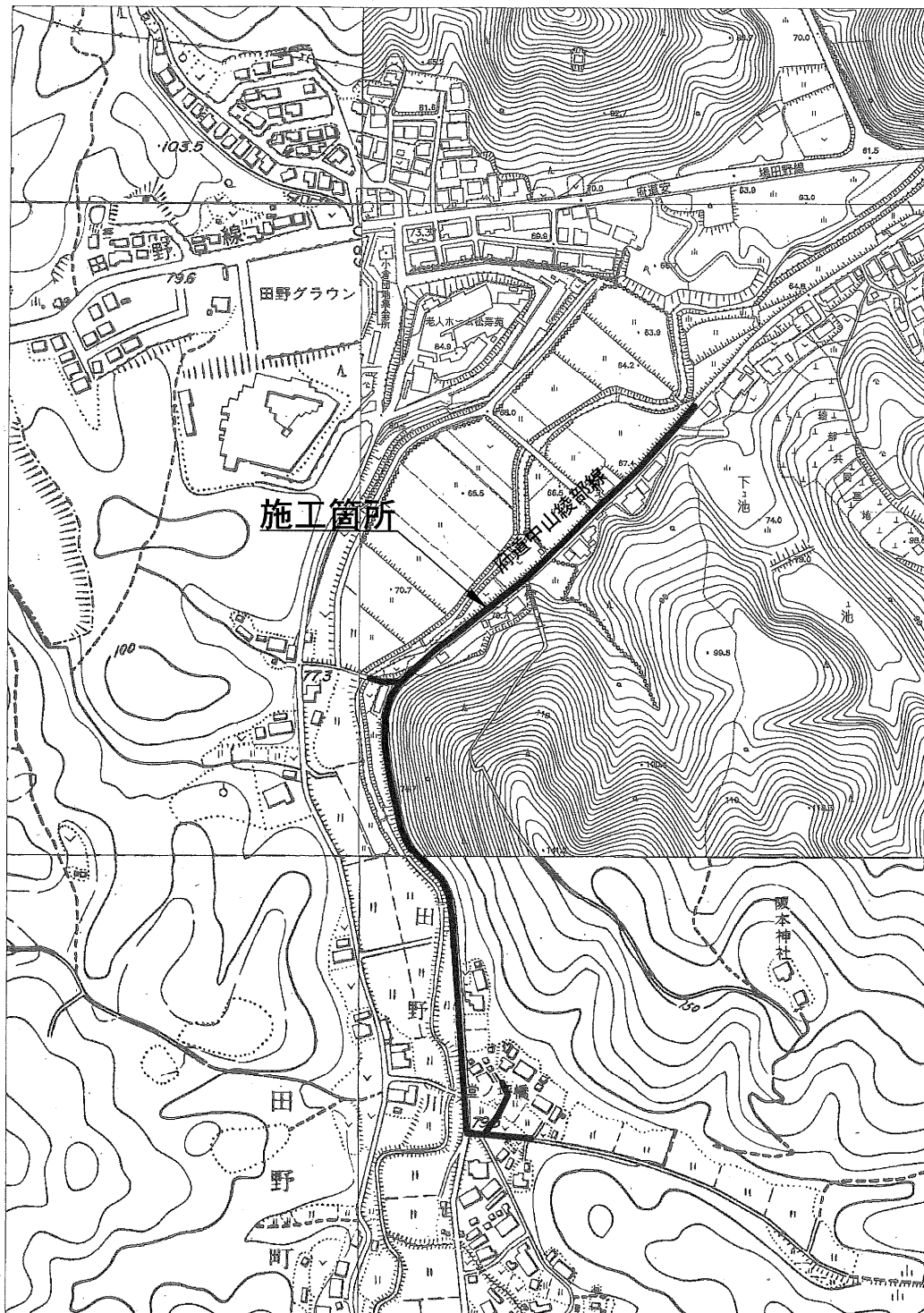
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

位 置 図



公共下水道管渠築造 (30-3) 工事

綾部市公告第 6 9 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（30－4）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札（取り抜け方式）とします。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 0 3 6 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（30－4）工事
- (3) 工事場所 綾部市上野町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法等により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 L = 2 3 9 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 9 8 m
管渠工 推進管 2 5 0 L = 2 7 m
マンホール設置工 N = 1 7 基
汚水枿及び取付管工 N = 6 0 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
- (6) 予定工期 平成 3 0 年 7 月 1 0 日から
平成 3 1 年 2 月 2 4 日まで（2 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 0 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 8 5 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月

31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る監理資格を有した技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年6月11日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は5,140円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成30年6月14日（木）午前9時から午後6時まで
平成30年6月15日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成30年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年6月21日（木）から
平成30年6月22日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成30年6月29日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月 2日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月2日の午前9時から正午までと午後1時

から午後 2 時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 19 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

平成 30 年 7 月 3 日 (火) 午後 1 時 45 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない

と認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

(7) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第430 35号 公共下水道管渠築造(30-3)工事	1	
第430 36号 公共下水道管渠築造(30-4)工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

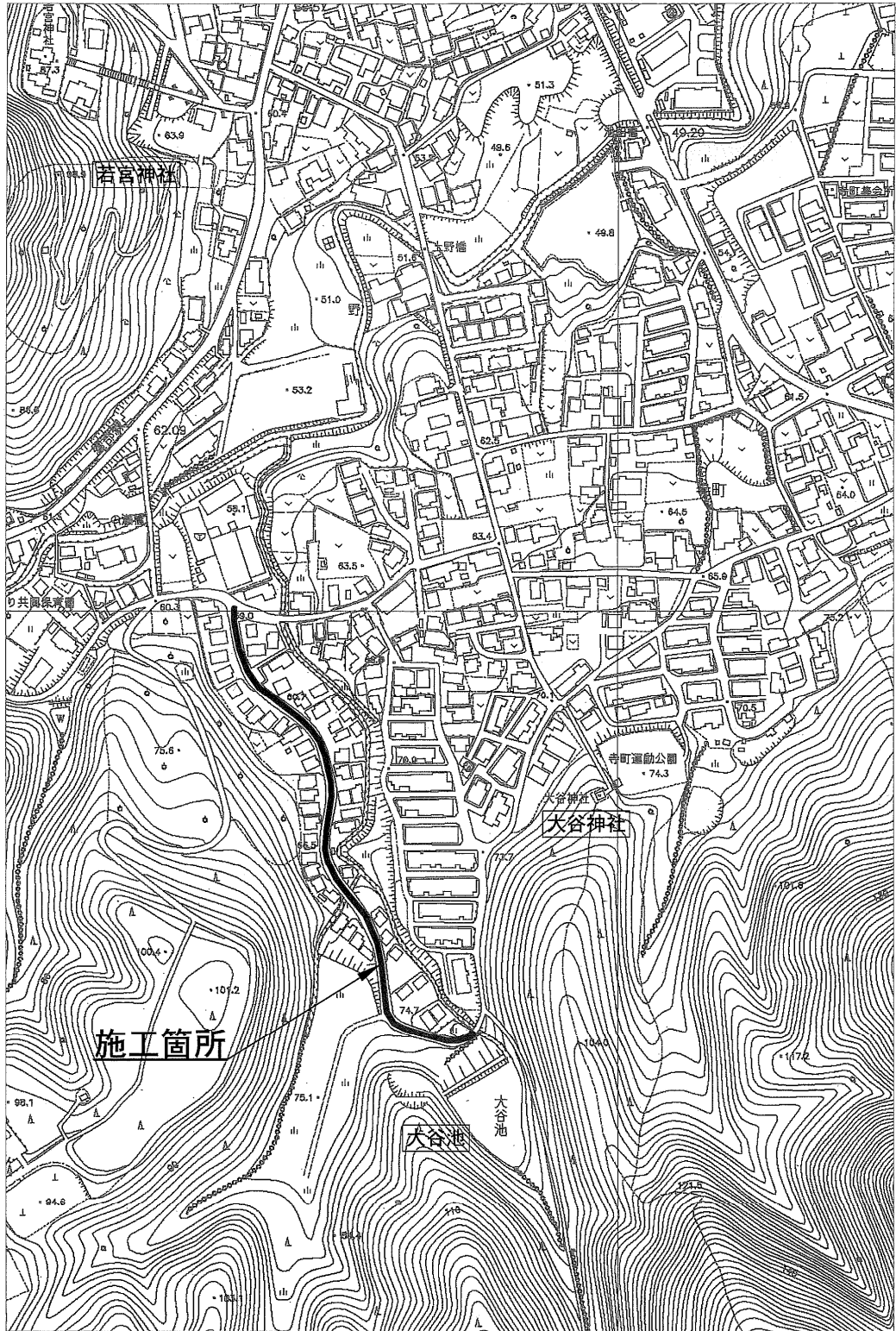
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

位置図



綾部市公告第70号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2944 号 市道和木旧府道線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年6月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 37号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2944 号 市道和木旧府道線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下原町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 29 災第 2944 号 L = 15.0 m
補強土壁工 L = 15 m
取付工（石積） A = 8 m ²
ガードレール撤去設置工 L = 20 m
アスファルト舗装工 A = 68 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成30年 7月10日から
平成30年10月27日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年6月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は480円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年6月14日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年6月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年6月21日（木）から

平成30年6月22日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年6月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年6月29日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月 2日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月3日（火）午後2時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

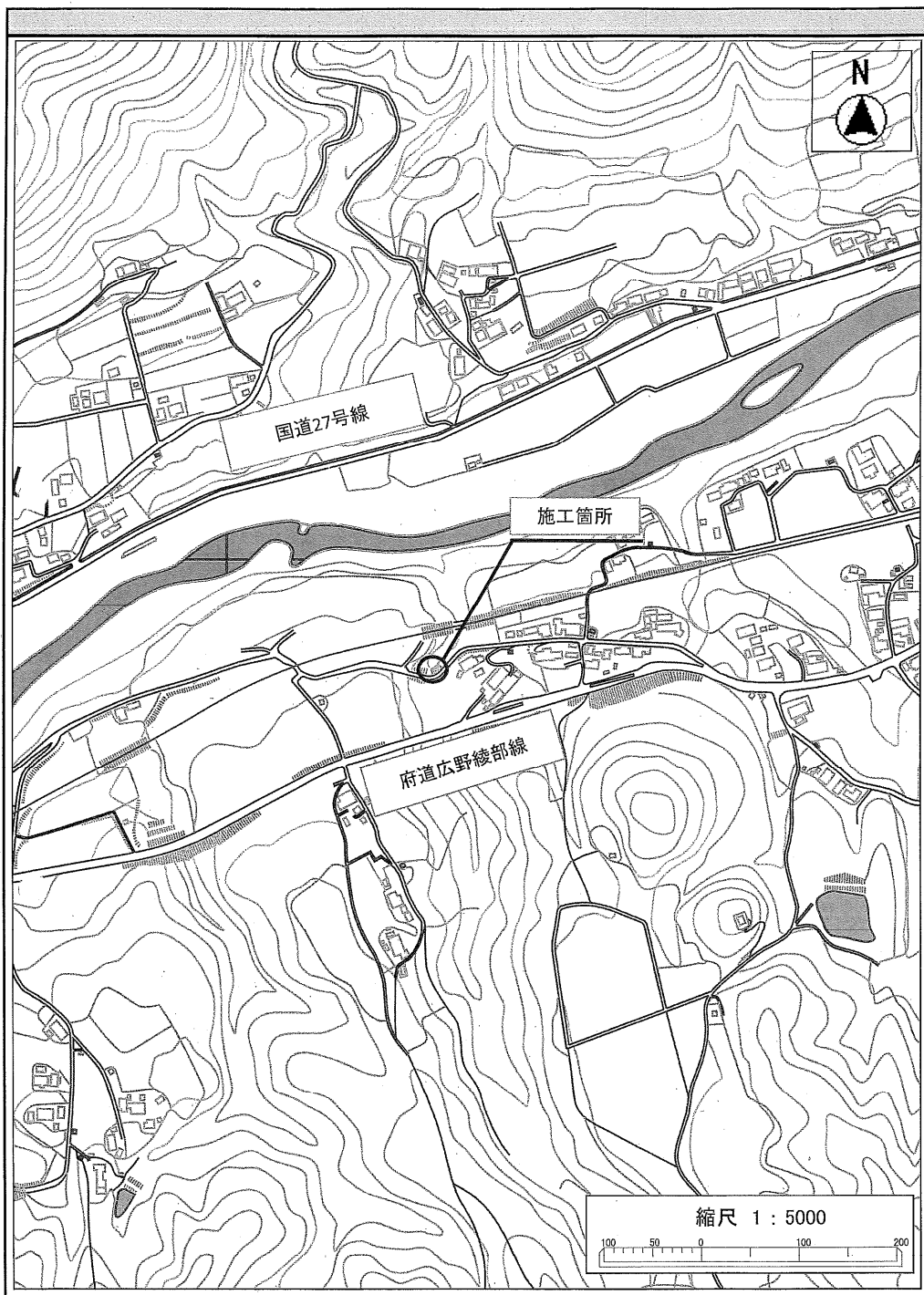
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第71号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成30年6月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成30年6月15日から平成30年6月28日まで

綾部市公告第72号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

平成30年6月18日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第73号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成30年6月22日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 7 4 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（30-2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成 30 年 6 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 0 4 2 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（30-2）工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 L = 5 0 1 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 3 8 2 m
管渠工 V P 7 5 L = 5 0 1 m
マンホール設置工 N = 3 5 基
汚水柵及び取付管工 N = 4 4 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
- (6) 予定工期 平成 30 年 7 月 2 4 日から
平成 31 年 3 月 3 1 日まで（251 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 30 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 900 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月

31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年6月25日（月）午前9時から

- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は6,550円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成30年6月28日（木）午前9時から午後6時まで
平成30年6月29日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成30年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年7月5日（木）から
平成30年7月6日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成30年7月13日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月17日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月18日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式 - 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工事名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

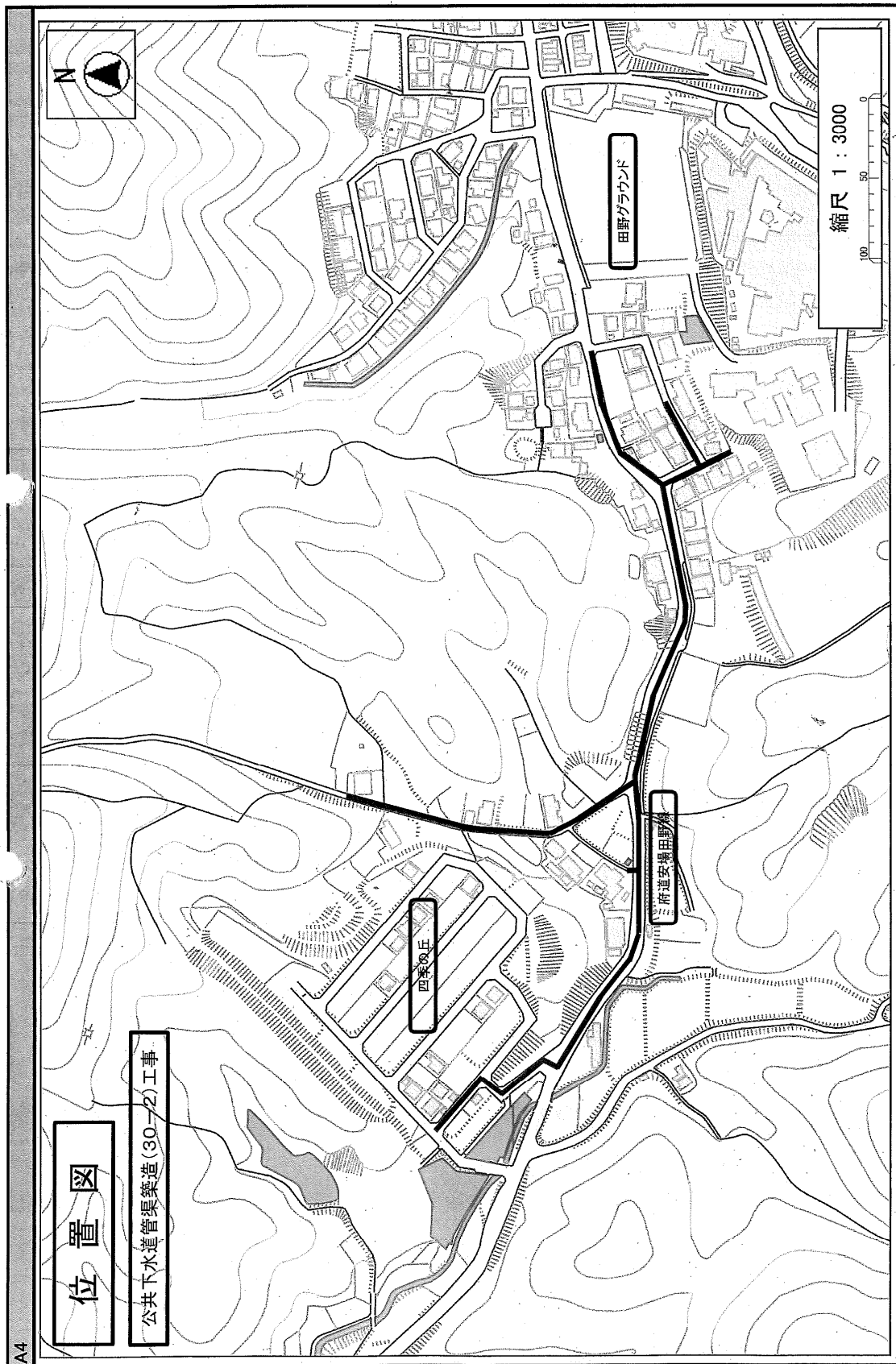
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		



綾部市公告第75号

林道施設災害復旧事業、林道木住支線・神田線・水梨細谷線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年6月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 43号 |
| (2) 工 事 名 | 林道木住支線・神田線・水梨細谷線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五泉町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>木住支線 L = 32 m W = 3 m</p> <p>1号箇所 L = 13.0 m</p> <p>重力式コンクリート擁壁工 L = 3.0 m</p> <p>2号箇所 L = 6.0 m</p> <p>鋼製L型擁壁工 L = 6.0 m</p> <p>3号箇所 L = 13.0 m</p> <p>二段式コンクリート擁壁工 L = 13.0 m</p> <p>神田線 L = 8 m W = 3 m</p> <p>1号箇所 L = 8.0 m</p> <p>鋼製L型擁壁工 L = 8.0 m</p> <p>水梨細谷線 L = 70 m W = 2 m</p> <p>1号箇所 L = 22.0 m</p> <p>法面保護工 A = 251.6 m²</p> <p>2号箇所 (その1) L = 9.0 m</p> <p>ブロック積工 L = 9.0 m A = 29.8 m²</p> <p>2号箇所 (その2) L = 12.0 m</p> <p>ブロック積工 L = 12.0 m A = 45.9 m²</p> <p>3号箇所 (その1) L = 6.0 m</p> <p>ブロック積工 L = 6.0 m A = 18.2 m²</p> <p>3号箇所 (その2) L = 6.0 m</p> <p>ブロック積工 L = 6.0 m A = 16.9 m²</p> <p>3号箇所 (その3) L = 3.0 m</p> <p>ブロック積工 L = 3.0 m A = 8.5 m²</p> <p>3号箇所 (その4) L = 12.0 m</p> <p>ブロック積工 L = 9.0 m A = 21.4 m²</p> |

- (5) 予定工期 平成30年 7月24日から
平成30年12月20日まで(150日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

- (1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年6月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,790円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成30年6月28日(木) 午前9時から午後6時まで
平成30年6月29日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年7月5日(木) から
平成30年7月6日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年7月9日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年7月13日(金) 午前9時から午後6時まで
平成30年7月17日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月18日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

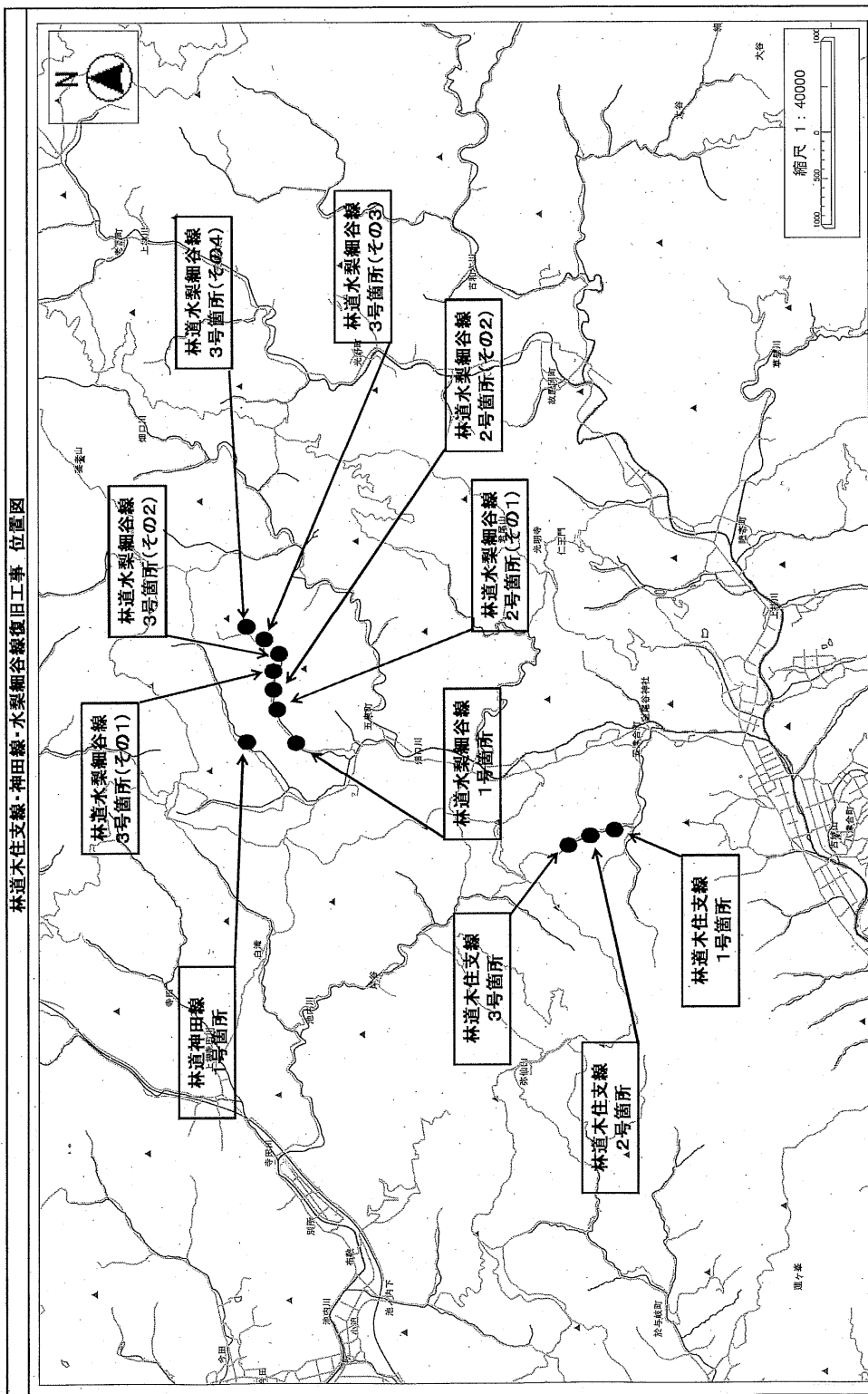
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第76号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2953 号 市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年6月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 44号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2953 号
市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市野田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 47.8 m W = 4.1 ~ 5.1 m
コンクリートブロック積工 A = 134 m ²
小口止工 N = 5 基
取付工（石積） A = 11 m ²
ガードレール基礎工 L = 7.0 m
ガードレール撤去設置工 L = 9.0 m
アスファルト舗装工（表層・路盤） A = 30 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成30年 7月24日から
平成30年12月20日まで（150日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年6月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は950円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年6月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年6月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年7月5日（木）から

平成30年7月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年7月13日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月17日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月18日（水）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

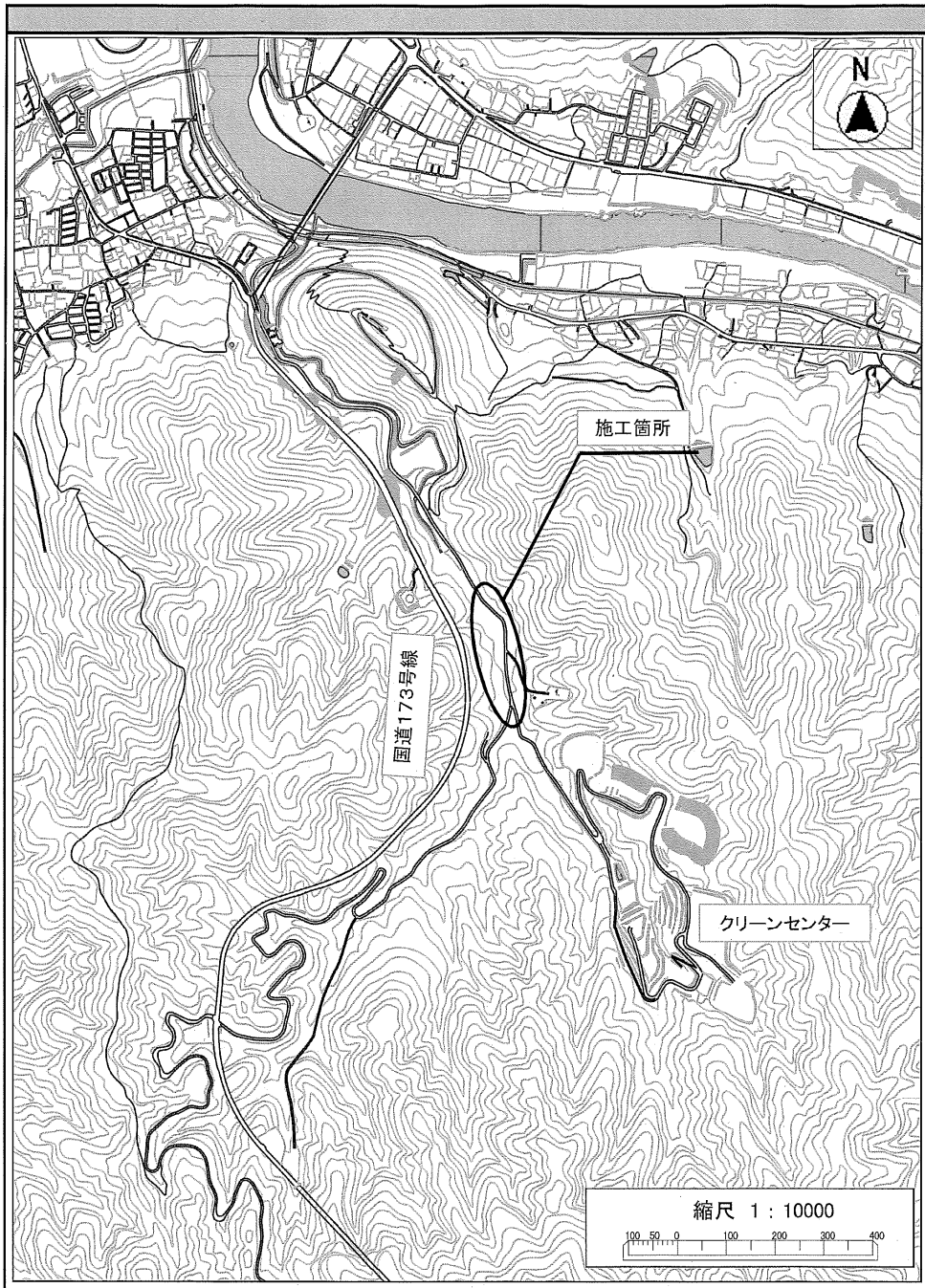
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第77号

林道施設災害復旧事業、林道瀬尾谷線・笹尾線・真野線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年6月25日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第430 45号
- (2) 工 事 名 林道瀬尾谷線・笹尾線・真野線復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市睦合町外 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 瀬尾谷線 L=10m W=2m
 1号箇所 L=10.0m
 ブロック積工 L=9.47m A=24.4m²
 笹尾線 L=15m W=2m
 1号箇所(その1) L=5.3m
 ブロック積工 L=5.80m A=14.9m²
 1号箇所(その2) L=9.7m
 ブロック積工 L=4.50m A=9.1m²
 ふとん籠工 L=8m
 真野線 L=23m W=3m
 1号箇所 L=23.0m
 法面保護工 A=366.7m²
- (5) 予定工期 平成30年 7月24日から
 平成30年11月30日まで(130日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年6月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,190円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年6月28日(木)午前9時から午後6時まで

平成30年6月29日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年7月5日（木）から
平成30年7月6日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年7月13日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月17日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月18日（水）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

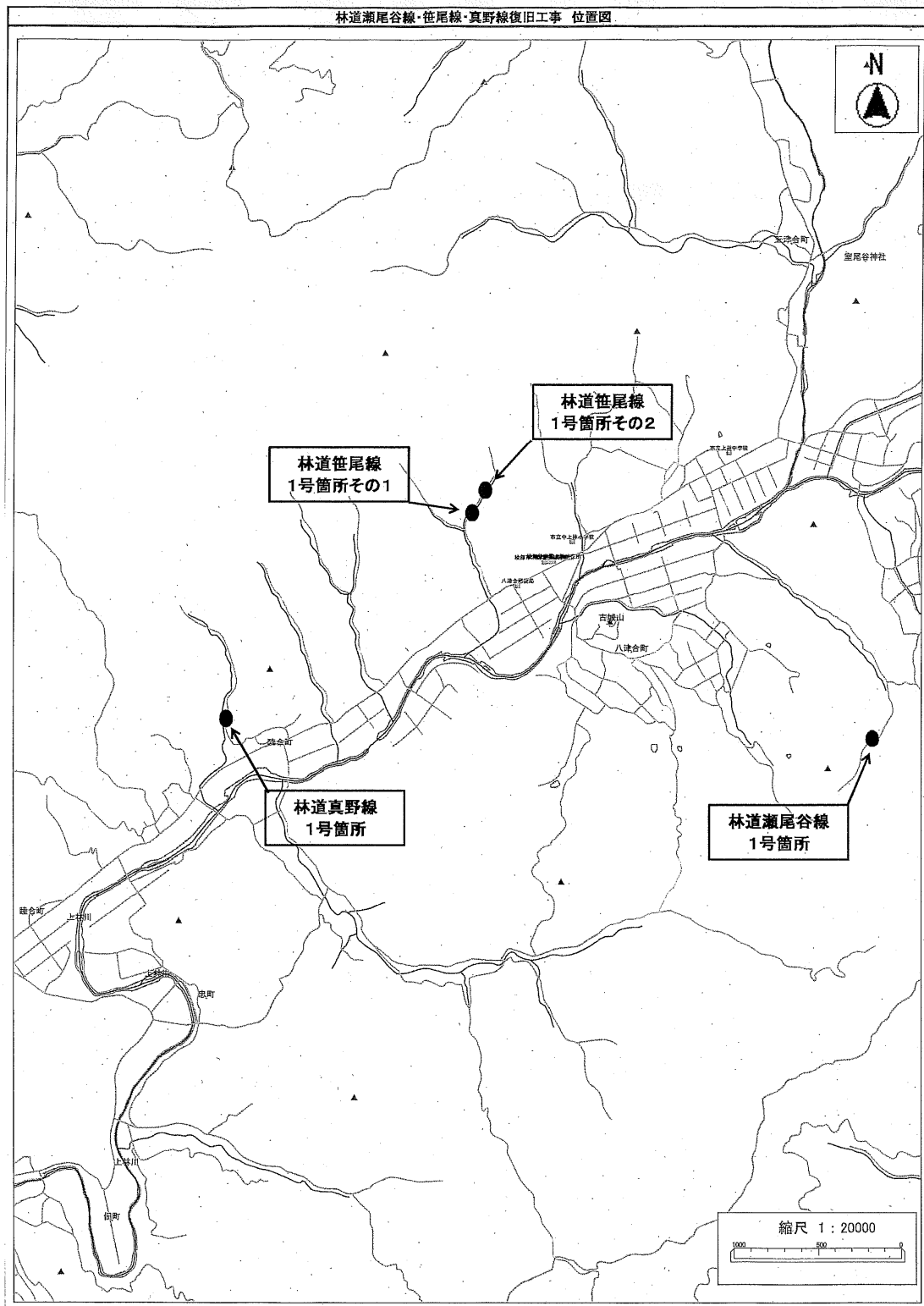
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第78号

大規模改修事業費（小学校）、中筋小学校屋内運動場屋根改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年6月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 47号 |
| (2) 工 事 名 | 中筋小学校屋内運動場屋根改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市大島町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 瓦棒葺改修 734 m ²
庇改修 79.4 m ²
他 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成30年 7月24日から
平成30年10月21日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年6月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は150円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年6月28日(木) 午前9時から午後6時まで

平成30年6月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年7月5日(木) から

平成30年7月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年7月9日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年7月13日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年7月17日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年7月18日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第79号

下水道法第4条第1項の規定により綾部市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同条同項で規定する同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに綾部市長に意見書を提出することができる。

平成30年 6月27日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 下水道の名称
綾部市公共下水道
- 2 予定処理区
綾部市「区域は下水道計画一般図表示のとおり」
- 3 工事着手及び完成予定年月日
工事着手予定年月日 平成元年10月17日
工事完成予定年月日 平成36年3月31日
- 4 都市計画の案の縦覧場所
綾部市役所上下水道部下水道課
- 5 縦覧期間
平成30年6月27日（水曜日）から平成30年7月11日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）

綾部市公告第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

平成 30 年 6 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

於与岐区

(2) 区域

綾部市於与岐町の全区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市於与岐町宮ノ下 18 番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	山林	52 平方メートル	綾部市於与岐町仲山口 1 番 2
②	保安林	198 平方メートル	綾部市於与岐町大谷 8016 番乙
③	山林	231 平方メートル	綾部市於与岐町下山 2 番
④	山林	42 平方メートル	綾部市於与岐町下山 2 番 1
⑤	山林	2536 平方メートル	綾部市於与岐町田和 8015 番 1
⑥	山林	30109 平方メートル	綾部市於与岐町田和 8031 番
⑦	保安林	11404 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ口 8002 番
⑧	保安林	99 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ口 8002 番 2
⑨	保安林	495 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ口 8002 番 3
⑩	保安林	183557 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 66 番 1

⑪	保安林	6 5 9 0 0 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 6 6 番 2
⑫	保安林	5 2 8 1 9 平方メートル	綾部市於与岐町ヲナル 8 9 番
⑬	保安林	1 0 2 4 平方メートル	綾部市於与岐町ヲナル 8 9 番 2
⑭	保安林	1 1 9 平方メートル	綾部市於与岐町ヲナル 8 9 番 3
⑮	原野	2 3 平方メートル	綾部市於与岐町カミノ谷 1 0 番 4
⑯	雑種地	1 6 5 平方メートル	綾部市於与岐町金又 8 0 0 6 番 1
⑰	山林	6 1 2 3 平方メートル	綾部市於与岐町安ノ坂 8 0 3 4 番 1
⑱	畑	5 1 平方メートル	綾部市於与岐町安ノ坂 6 1 番 1
⑲	宅地	5 4 8 . 7 6 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7 番
⑳	宅地	1 0 6 7 . 7 6 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ下 1 5 番・1 6 番・ 1 8 番合併
㉑	宅地	1 9 5 . 0 4 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ下 1 2 番 1
㉒	宅地	2 8 7 . 6 0 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ下 1 3 番 1
㉓	宅地	5 6 . 1 9 平方メートル	綾部市於与岐町宮ノ下 1 4 番 6

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市於与岐町仲山口 1 番 2 の山林

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

②綾部市於与岐町大谷 8 0 1 6 番乙の保安林

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

③綾部市於与岐町下山 2 番の山林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

④綾部市於与岐町下山 2 番 1 の山林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑤綾部市於与岐町田和 8 0 1 5 番 1 の山林

氏名 吉崎 五左衛門
住所 何鹿郡東八田村大字於與岐小字木戸場 2 2 番地

氏名 坂田 重幸
住所 京都府綾部市於与岐町宮ノ下 4 1 番地の 1

⑥綾部市於与岐町田和 8 0 3 1 番の山林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑦綾部市於与岐町宮ノ口 8 0 0 2 番の保安林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑧綾部市於与岐町宮ノ口 8 0 0 2 番 2 の保安林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑨綾部市於与岐町宮ノ口 8 0 0 2 番 3 の保安林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑩綾部市於与岐町大谷川 6 6 番 1 の保安林

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑪綾部市於与岐町大谷川 6 6 番 2 の保安林

氏名 福井 武志
住所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑫綾部市於与岐町ヲナル 8 9 番の保安林

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於與岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於與岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑬綾部市於与岐町ヲナル 8 9 番 2 の保安林

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於與岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於與岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑭綾部市於与岐町ヲナル 8 9 番 3 の保安林

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於與岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於與岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑮綾部市於与岐町カミノ谷 10 番 4 の原野

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑯綾部市於与岐町金又 8 0 0 6 番 1 の雑種地

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

⑰綾部市於与岐町安ノ坂 8 0 3 4 番 1 の山林

氏名 吉田 萬吉

住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 6 4 番戸

氏名 吉田 忠兵衛

住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 1 1 2 番戸

氏名 上野 忠幸

住所 京都府綾部市於与岐町下ノ谷 3 3 番地

氏名 吉崎 喜一

住所 京都府綾部市於与岐町田和 5 8 番地の 1

⑱綾部市於与岐町安ノ坂6 1 番 1 の畑

氏名 吉田 忠兵衛

住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐1 1 2 番戸

氏名 吉田 萬吉

住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐安ノ坂5 0 番地

氏名 上野 忠幸

住所 京都府綾部市於与岐町下ノ谷3 3 番地

氏名 吉崎 喜一

住所 京都府綾部市於与岐町田和5 8 番地の1

⑲綾部市於与岐町宮ノ下1 7 番の宅地

氏名 吉崎 正光

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場2 2 番地

氏名 福井 治兄

住所 京都府綾部市於与岐町迫田1 番地

氏名 野瀬井 石夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊6 8 番地

氏名 瀧花 利朗

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ3 4 番地

⑳綾部市於与岐町宮ノ下1 5 番・1 6 番・1 8 番合併の宅地

氏名 野瀬井 常夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊6 8 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田1 番地

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場2 2 番地

氏名 瀧花 利夫

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ3 4 番地

①綾部市於与岐町宮ノ下 1 2 番 1 の宅地

氏名 野瀬井 常夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利夫

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

②綾部市於与岐町宮ノ下 1 3 番 1 の宅地

氏名 野瀬井 常夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利夫

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

③綾部市於与岐町宮ノ下 1 4 番 6 の宅地

氏名 野瀬井 常夫

住所 京都府綾部市於与岐町向坊 6 8 番地

氏名 福井 武志

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正

住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 2 2 番地

氏名 瀧花 利夫

住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

3 公告期間

平成30年6月27日から平成30年9月27日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例（昭和 37 年綾部市条例第 14 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

平成 30 年 6 月 26 日

綾部市消防長 上 原 博 一

- 1 催しの開催場所 綾部市川糸町、並松町及び西町 1 丁目・2 丁目
- 2 催しの名称 あやべ水無月まつり
- 3 催しの開催期間 平成 30 年 7 月 28 日（土）10 時から 22 時まで
※露店による火気使用は主に 17 時以降

教育委員会告示

綾部市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第6回（6月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年6月25日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成30年6月26日（火） 午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
 - ・綾部市部活動指導指針について
 - ・第40回あやべ夏のジャンボリーについて
 - ・クールスポット（図書館、市民プール）について
- 4 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項